

## 介護サービス事業者の事故等発生時の報告取扱規程（姫路市）

介護サービスを提供する事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。（居宅サービス基準省令第37条第1項等）

姫路市への事故報告に関する取扱いについては、次のとおりとします。

### 1 報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

### 2 報告の範囲

(1)、(2)は、原則として全て報告すること。

#### (1) 死亡に至った事故

利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は報告する。また、利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに報告書を再提出する。

#### (2) 医師（施設の勤務医、配属医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

#### (3) 食中毒及び感染症等の発生

① 厚生労働省通知で定める報告基準に該当するなど、利用者等にまん延する恐れのある場合やサービス提供の継続に支障をきたす場合とする。

〔厚生労働省通知で定める報告基準〕

（平成18年3月31日号外厚生労働省告示第268号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 保健所にも連絡すること。

② 新型コロナウイルス感染症の報告など、姫路市が別に報告方法等を指定した場合は、それに従うこと。

#### (4) 損害賠償を要するもの

介護サービスの提供に際して生じた事故により、事業者が利用者等に対して損害賠償されている、またはされる見込みのもの。

#### (5) その他報告が必要と認められるもの

- ① 事業者等と利用者等の間でトラブルが生じている案件
- ② 事業者等の職員の不祥事
- ③ 利用者等の個人情報の漏洩
- ④ 事業者等における盗難事件
- ⑤ 消費者安全法に基づく消費者事故等に該当し、またはそれに相当するもの

### 3 報告の書式

別添「事故報告書」を使用する。

食中毒及び感染症等の報告は、別添「感染症等報告書（速報）」を使用する。

### 4 報告書の提出方法

電子メールによる提出が望ましい。（メール送信後、メールが到達しているかを市に電話確認する。）

### 5 報告期限

第一報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

その後、状況の変化等に必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

### 6 利用者等への説明

- (1) 事業者は、事故発生後、利用者やその家族に当該事故について説明しなければならない。
- (2) 事業者は、事故に関する保険者、利用者（家族を含む。）及び事業者の事実関係共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。
- (3) 事業者から当課あてに提出された事故報告書は兵庫県に報告される場合がある。
- (4) 本市又は兵庫県の関係機関に情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合がある。
- (5) 本市に姫路市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求があった場合、同条例に規定する内容が開示される。

- (6) 消費者安全法に基づく消費者事故に該当する事故について、当該事故の情報が消費者庁に通知される場合がある。

## 7 報告先

姫路市介護保険課 計画・庶務担当

〔TEL〕 079-221-2923

〔メール〕 kaigoho-joho@city.himeji.lg.jp

※住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、下記に連絡すること。

姫路市高齢者支援課

〔TEL〕 079-221-2317

〔メール〕 chojushakai@city.himeji.lg.jp

※感染症に関することは、下記にも連絡すること。

姫路市保健所防疫課

〔TEL〕 079-289-1721

〔メール〕 hokensho-boeki@city.himeji.lg.jp